

第三十四号議案

江戸川区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

江戸川区「特別区道」道路占用料等徴収条例（昭和四十七年四月江戸川区条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物の項中「六、七五〇」を「六、九三〇」に、「一〇、三〇〇」を「一〇、六〇〇」に、「一三、九〇〇」を「一四、三〇〇」に、「四、四八〇」を「五、三七〇」に、「七、二四〇」を「八、六八〇」に、「九、九八〇」を「一〇、九〇〇」に、「六〇〇」を「六一〇」に、「六〇」を「六一」に、「三六」を「三七」に、「五、九〇〇」を「六、〇六〇」に、「三、六一〇」を「三、七一〇」に、「一二、〇〇〇」を「一二、三〇〇」に、「一八、〇〇〇」を「一八、三〇〇」に、「一一、三〇〇」を「一一、三〇〇」に、「二六〇」に、「三六〇」を「三七〇」に、「五四〇」を「五五〇」に、「七二〇」を「七四〇」に、「一、〇八〇」を「一、一一〇」に、「一、四四〇」を「一、四八〇」に、「二、五三〇」を「二、六〇〇」に、「三、六一〇」を「三、七一〇」に、「七、二三〇」を「七、四三〇」に改め、同表法第三十二条第一項第三号に掲げる施設の項中「八、六八〇」を「一〇、四〇〇」に改め、同表法第三十二条第一項第四号に掲げる施設の項中「一一、三〇〇」を「一二、三〇〇」に改め、同表法第三十二条第一項第五号に掲げる施設の項中「九、〇二〇」を「九、一八〇」に、「五、四一〇」を「五、五一〇」に、「八、〇四〇」を「八、

一九〇〃に改め、同表法第三十二条第一項第六号に掲げる施設の項中「一八、〇〇〃を「一八、三〇〇〃に改め、同表道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号。以下「令」という。）第七条第一号に掲げる物件の項中「一八、〇〇〃を「一八、三〇〇〃に、「九、六四〇〃を「九、九〇〇〃に、「一八〇、四〇〇〃を「一八三、七〇〇〃に、「九〇、二〇〇〃を「九一、八〇〇〃に改め、同表令第七条第二号に掲げる工作物の項中「一二、〇〇〃を「一二、三〇〇〃に改め、同項の次に次のように加える。

令第七条第三号に掲げる施設

占用面積一平方メートルにつき一年

Aに〇・〇二四を乗じて得た額

別表令第七条第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料置場の項中「一五、四〇〇〃を「一八、三〇〇〃に、「五、〇〇〃を「六、〇〇〃に、「一八、〇〇〃を「一八、三〇〇〃に改め、同表令第七条第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる一時収容施設の項中「一一、三〇〇〃を「一二、三〇〇〃に改め、同表備考第七号に次のただし書を加える。

ただし、三平方メートル未満の看板（規格化された簡易な看板を除く。）の表示面積に〇・一平方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の江戸川区「特別区道」道路占用料等徴収条例の規定は、施行日以後に許可を受けた占用及び施行日前に許可を受けた占用で当該許可の期間が施行日以後にわたるものの施行日以後の期間に係る占用について適用する。

（説明）

占用料の基礎となる固定資産税評価額の評価替えに伴い、特別区道の占用料を改定するほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。